仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所:税理士法人 仲田パートナーズ会計

〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年12月25日(月)

皆様のご健勝を お祈り申し上げます。 次回は、1月9日号 となります。



◆ **今週のこよみ** ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/25(月) 大安 クリスマス

26(火) 赤口

27(水) 先勝 ラグビー全国高校大会(~1月7日)

28(木) 友引 官庁御用納め、サッカー全国高校選手権(~1月8日)

29(金) 先負 東証などで大納会

30(土) 仏滅

31(日) 大安 年越し、除夜の鐘

□□□ 先週の株と為替 □□□

日経平均株価 円(対米ドル)

12/18(月) 32,759 ▼212 142.38 **▼**0.42

19(火) 33,219 △460 144. 16 **▼**1. 78

20 (水) 33,676 △457 143.54 △0.62

21(木) 33,140 ▼536 143. 25 \triangle 0. 29

22(金) 33,169 △ 29 142.23 △1.02

令和6年度税制改正大綱(主な個人関連)

主な個人関連には以下のような改正があります。

◎所得税・個人住民税の定額減税……納税者及び配 偶者を含む扶養家族1人につき、令和6年分の所得 税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万 円の減税を実施する(令和6年6月以後の源泉徴 収・特別徴収等で控除)。ただし、納税者の合計所 得金額が1805万円超(給与収入のみの場合は年収 2千万円超)の場合は対象外となる(所得税は令和 6年分、住民税は令和5年分の合計所得金額)。

◎子育て世帯等に対する住宅ローン減税等の拡充… …住宅ローン減税について、夫婦のどちらかが40歳 未満又は19歳未満の扶養親族がいる「子育て特例対 象個人」が認定住宅等の新築等をして令和6年中に 入居した場合、①控除の対象となる借入限度額を上 乗せ(令和5年までの限度額と同額)、②新築住宅 の床面積要件を40㎡に緩和する(合計所得金額1千 万円以下に限る)。また、ローンの有無を問わず特 定の改修工事をした場合のリフォーム減税について、 子育て特例対象個人が行う一定の子育て対応改修工 事(事故防止や防音など)を対象に追加する。

◎扶養控除の見直し等(令和7年度税制改正で結 論) ……①令和6年10月から児童手当を拡充(所得 制限の撤廃や支給期間を高校生年代まで延長) する ことに伴い、16~18歳までの扶養控除を縮小(所 得税25万円、住民税12万円)、②ひとり親控除につ いて、所得要件を1千万円以下に緩和し控除額を引 上げる、③生命保険料控除について、23歳未満の扶 養親族がいる場合は一般生命保険料控除の適用限度 額を6万円に引上げ(合計適用限度額は変更なし) などを検討し、令和7年度税制改正で結論を得る。

■この記事の詳細は、情報BOX201549

自販機特例等における帳簿の記載事項

インボイス制度において、自動販売機又は自動 サービス機により行われる3万円未満の取引(自 動販売機特例)や、入場券のように使用時に証票 が回収される取引(回収特例)の場合、買手は一 定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入 税額控除が認められています。

令和6年度税制改正大綱では、自動販売機特例 や回収特例(3万円未満の取引に限る)が適用さ れる取引について帳簿の記載事項を見直して、「住 所又は所在地」の記載を不要とすることが示され ています。

この取扱いは、改正前の取引についても認めら れ、「住所又は所在地」の記載は求められません。

★☆★ 1月のチェックポイント ★☆★

- ※インフルエンザの蔓延拡大が危惧されます。気 を緩めぬことなく感染対策を行います。
- ※年末調整の結果による過不足を精算した後の源 泉所得税の納付期限は1月10日(水)です。
- ※納期の特例適用者の源泉所得税(7月~12月 分)の納付期限は1月22日(月)です。
- ※給与計算の前に「扶養控除等申告書」を受理し、 チェックのうえ源泉徴収簿等に各事項を転記。
- ※「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申 告書」の提出は1月31日(水)です。

詳 細 請 求

丰

順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記 の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000 へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年度税制改正大綱の概要(主な個人関連)

◆所得税・個人住民税の定額減税

- ・令和 6 年分の所得税・令和 6 年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、所得税額から 3 万円、個人住民税の所得割から 1 万円の特別控除を行う。ただし、納税者の令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額(個人住民税については令和 6 年度分の個人住民税に係る合計所得金額)が 1,805 万円以下である場合に限る。
- ・令和 6 年 6 月以降の源泉徴収・特別徴収等により実施することとし、給与所得者の場合、所得税については令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払を受ける給与等から源泉徴収される所得税から特別控除の額を控除(控除しきれない額は、以後令和 6 年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除)、個人住民税については令和 6 年 6 月に給与の支払をする際に特別徴収を行わず、特別控除後の個人住民税の 11 分の 1 の額を令和 6 年 7 月から令和 7 年 5 月まで毎月徴収する。

◆子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、子育て特例対象個人※が認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和6年1月から同年12月までの間に居住の用に供した場合は、住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を上乗せし、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円とする。

※子育で特例対象個人とは、*年齢 40 歳未満で配偶者を有する者、*年齢 40 歳以上で年齢 40 歳未満の配偶者を有する者、*年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者のいずれかに該当する個人。

・また、認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件について、 合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り 40 ㎡に緩和する。

◆子育て世帯等に対するリフォーム減税の拡充

- ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、子育て特例対象個人 (合計所得金額 2,000 万円以下に限る)が所有する住宅について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から同年12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加する。
- ・一定の子育で対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る)であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等の要件を満たすもの。

◆住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等

・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限を 3 年延長するとともに、非課税限度額の上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の要件を次のように一部見直し、令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用する。・エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築等をする場合は省エネ性能が断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上(現行は断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上)であることとする。

◆扶養控除等の見直し(※令和7年度税制改正において結論を得るもの)

◎扶養控除の見直し

児童手当について、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることを踏まえ、16歳から 18歳までの扶養控除について所得税 25万円、住民税 12万円(現行は所得税 38万円、住民税 33万円)に縮小し、令和8年分以降の所得税及び令和9年度分以降の個人住民税に適用することについて令和7年度税制改正で結論を得る。

◎ひとり親控除の拡充

ひとり親控除について、対象となる親の所得要件を合計所得金額 1,000 万円以下(現行は 500 万円以下)に引上げるとともに、控除額を所得税 38 万円、住民税 33 万円(現行は所得税 35 万円、住民税 30 万円)に引上げて、令和 8 年分以降の所得税及び令和 9 年度分以降の個人住民税に適用することについて、令和 7 年度税制改正で結論を得る。

◎子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充等

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23 歳未満の扶養親族を有する場合は適用限度額を6万円(現行は4万円)に引上げる(一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は現行の12万円から変更しない)。また、一時払生命保険について控除の適用対象から除外することを検討し、令和7年度税制改正で結論を得る。